

中国で頻発する税関トラブルと対策

(北京) 金杜法律事務所 パートナー弁護士

劉 新宇 / 景 雲峰

近年の中国では、通関利便化に関する一連の改革措置が実施される一方、事後査察を中心に日系企業を含む外資系企業に対する税関検査が以前よりも強化されている。(2019年3月5日開催、中国シリーズ講演会から)

中国は税関制度の利便性向上に向けて取り組んでいる。全国通関一体化の実施に伴い、全国各地の港で輸入される貨物に対して統一な管理を行うため、リスク予防コントロールセンターと税金徴収管理センターの2つのセンターが設立された。前者は貨物の安全輸入許可の審査を担い、後者は輸入税に関連する申告要素の正確性の検証と処分を担当している。このような税関監督管理機能の集中化により、企業は各地のいずれの税関でも任意に選択の上、通関申告を行うことができ、さらに自己申告・自己納税もできる。税関内部における検査指令などの特別事情がない限り、従来の現物検査手続きが不要となり、貨物は納税のうえ直ちに通関検査場で引き取ることが可能になる。税関と検査検疫も18年4月20日から統合された。

取り締まり強化で刑事罰も

以上のような改革により、通関手続きの所要時間が大幅に短縮され、企業の通関コストが格段に下がることが見込まれる。さらに、同一貨物について、各地の税関によるHSコードや課税価格が異なるといった従来からの難問の解決も期待できる。

だが一方で、中国税関による事後の査察など

によって発見された違法行為の取り締まりが強化されている。査察を受けて、密輸罪の嫌疑で社員が拘束、起訴、刑事処罰される日系企業のケースまで起こっている。

査察は一般輸出入貨物の場合、通関日から3年以内。査察の方法には、事前通知査察と直接立入査察がある。査察の結果、不注意、過失によるものなど軽微な違反行為とされる「税関監督管理規定違法行為」、または密輸の故意があるも刑事責任の追及基準には達しない「密輸行為」であれば行政処罰ですむが、「密輸犯罪」に該当すると判断されると、企業のみならず関連責任者の個人にも刑事罰が科せられる。刑法153条に定める普通貨物物品密輸犯罪が成立した場合、会社であれば脱税額の1～5倍の罰金。関連責任者の個人には脱税額によって、拘留または最長15年の懲役になる。

外資系企業で実際に発生した事例を紹介する。

<事例1> 輸入制限貨物の許可証なしでの輸入

中国民営企業Z社は日本のC社から鉱石類加工商品を輸入している。日本では当該商品の輸出に制限はないが、中国は輸入制限商品に当たるとしている。このケースでは、中国税関により、Z社による当該商品の輸入は密輸に該当